

それぞれの論点について研究会内での主要な意見や解決の方向性がまとめられています。例えば⑤の論点では、従業員数による基準（従業員基準）で対象事業者を規定する案、取引依存度を基準とする案、資本金変更行為があった場合に、一定期間、親事業者や下請事業者として下請法を適用する案、資本金基準に新たな資本金区分を追加する案、が意見として示されており、解決の方向性として、「従業員数 300 人（製造委託等）又は 100 人（役務提供委託等）の基準を軸に検討することが適当」とされたり、⑥で用語（「下請」「親事業者」）の変更が提言されるなど、もし実現した場合には実務的な影響が大きいと思われる意見が数多く取りまとめられています。本報告書は今後の改正の議論で参照されることが予想されるため、要検討です。

(注)

1 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1225_kigyotorihiki_repot.html

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気楽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第 15 回「労使関係における『指導』と『パワハラ』の考え方」

講師：弁護士 板崎遼

開催日時：2025 年 2 月 14 日（金）15 時 00 分～15 時 30 分

コンプライアンス意識の高まりを受け、労使いずれの立場からもパワハラに関する相談が増加しています。「死んでしまえ」というような、どう考えてもアウトなパワハラならまだしも、特に悩ましいのが、部下に指導を繰り返したところパワハラだと訴えられたというようなケースです。何が許されないパワハラで、何が許される指導なのか、元労働事件集中部裁判官・労働審判官としての経験も踏まえ、考え方を整理します。



https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_XwEKx9hNTZOIfC6vCOPA8A

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。
また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、
個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または
現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：newsletter@dojima.gr.jp

WEB：www.dojima.gr.jp